

京都市の観光地におけるトイレの現況調査業務に係るプロポーザル募集要領

1 事業の趣旨

京都市では、現在市内5箇所観光便所を設置する他、環境政策局や建設局等においても市内に計380箇所の公衆トイレを設置している。また、公衆トイレの補完施設として、公共施設や私有の既存トイレを一般開放いただく観光トイレを26箇所提供し、観光客の利用ニーズへの対応に努めているところである。

一方で、2013年の京都への観光客数は5,162万人と過去最高を記録し、観光地におけるトイレの需要や必要性が高まりつつあることに加え、2020年には東京オリンピック・パラリンピックが開催されることに伴い、多くの外国人が来日されることで、京都にもより多くの外国人観光客が訪れることが期待されるため、国際観光都市・京都として、更なる受入環境の整備が必要となっている。

こうした背景を受け、今回の調査は、市内観光地のトイレの現状を把握するとともに、トイレの需要、さらには地域の特性に応じた有効なトイレ環境整備の方針について検討するものである。

2 応募資格

応募の資格者は法人又は法人以外の団体とし、次の要件を満たす者とする。

- (1) 本委託事業は、上記「1 事業の趣旨」を十分に理解し、公益に資する意思を持って本事業に参加する者であること。
- (2) 京都市競争入札参加有資格者であること。
- (3) 過去に地方自治体（都道府県・市町村）が実施するトイレの現況に関する調査を受託したことのある者であること。
- (4) 現に京都市から競争入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (5) 代表者が成年被後見人、被保佐人又は破産者でないこと。
- (6) 法令の規定により、営業について免許、許可又は登録等を要する場合にあっては、当該免許、許可又は登録等を受けて当該営業を営んでいること。
- (7) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (8) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (9) 暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体でないこと。
- (10) 自らが提案した企画・運営内容を自らが遂行するのに必要な経営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。
- (11) 会計関係帳簿類として総勘定元帳及び現金出納簿を整備していること。また、労働関係帳簿類として労働者名簿及び出勤簿並びに賃金台帳を整備していること。

3 募集期間

平成26年9月26日（金）から平成26年10月10日（金）まで

4 契約条件

- (1) 契約形態
委託契約とする。
- (2) 委託金額限度額
2,000千円以内（消費税及び地方消費税相当額を含む）
- (3) 契約期間
契約締結日から平成27年3月31日（火）まで
- (4) 委託費の対象経費
 - ア 人件費（給与、一時金、通勤手当等の諸手当、社会保険料等の法定福利厚生費、消費税及び地方消費税等）
 - イ 物件費（印刷費、交通費、通信運搬費、消耗品費、消費税及び地方消費税相当額等）
- (5) 委託費の支払条件
原則、精算払いとする。
- (6) その他
 - ア 企画提案の内容に基づく見積額は、物価の上昇等の正当な理由が無い限り契約時に増額することは認めない。また、提案内容等を勘案して決定するため、委託契約額が見積額と同じになるとは限らないことに留意すること。
 - イ 受託候補者となった者は、その地位・権利の譲渡ができないものとし、契約締結後、当該委託業務全ての履行を再委託することは禁止する。ただし、一部の履行を第三者に委託する必要があるときは、あらかじめ本市の承認を得ることとする。

5 応募手続等

プロポーザルに応募する者は、次に示すところにより、別添様式の「京都市の観光地におけるトイレの現況調査業務」委託プロポーザル参加表明書（以下、「参加表明書」という。）及び企画提案書等を提出するものとする。また、必要に応じて「京都市の観光地におけるトイレの現況調査業務」委託先選定委員会（以下「選定委員会」という。）において企画提案に係る説明を求める場合がある。

- (1) 担当部局（提出先）

〒604-0911
京都市中京区河原町二条上る清水町359番地
京都市産業観光局観光MICE推進室（担当：道井，三村）
電話 075-746-2255
FAX 075-213-2022

(2) 必要書類の提出

ア 提出書類及び提出部数

- ①参加表明書（別添様式） 1部
- ②応募資格を満たすことを証明する書類（会社案内、登記簿謄本等） 1部
- ③企画提案書（任意様式） 7部（正本1部、副本6部、**提案書には社名等は記入しないでください。**）

※企画提案書には、下記の内容を記載することとする。

- 市内各種トイレの設置状況の把握方法に関する企画提案
- トイレの利用状況の把握方法に関する企画提案
- 地域特性に応じたトイレ環境整備方針の提案方法に関する企画提案
- 業務体制及び業務進行、管理について

*提出書類の様式は、A4横書き10枚程度（図表等についてA3を用いることは可能、ただし、A4に折り畳むものとする。）にまとめるものとし、6部ともクリップ等で仮留めして提出すること。

- ④見積書（任意様式） 7部（正本1部、副本6部）

提案された業務一切に係る積算根拠を明示すること。

- ⑤契約実績がわかる書類（別紙1） 7部（正本1部、副本6部）

本市及び他の自治体を実施する同種・類似業務の実績について記載してください。

イ 提出期限

平成26年10月10日（金）正午（必着）

ウ 提出場所

上記(1)のとおり

エ 提出方法

事前に電話予約のうえ、上記(1)まで事業内容を説明できる者が直接持参すること。

(3) 仕様書等に対する質問期限及び回答

ア 本書及び仕様書等に対して質問できる者は、上記「2 応募資格」を満たしている者とする。

イ 質問期限

平成26年10月3日（金）午後5時

※期限後の質問は、一切受け付けない。

ウ 質問方法

上記(1)まで電話でスケジュール調整の上、来室すること。

(4) 注意事項

ア 公募手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

イ 失格となる参加表明書及び企画提案書

参加表明書及び企画提案書が次の事項の一つ以上に該当する場合には失格となる場合がある。なお、失格となった場合は別途通知するものとする。

- 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。
- 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
- 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- 虚偽の内容が記載されているもの。

ウ その他

- ①すべての提出書類の作成・提出に係る費用は、提案者の負担とする。
- ②提出された企画提案書は、受託者の選定以外には、提案者に無断で使用しない。
ただし、提案の内容については、今後の参考にすることがある。
- ③提出された書類は、受託者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- ④提出期限以降における企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。
- ⑤すべての提出書類は、返却しない。

6 提案の審査・選定等

(1) 審査方法

提出された企画提案書に基づいて、本市が設置する選定委員会において審査を行い選定する。選考委員会は非公開とし、選考の経過等に関する問い合わせには応じない。

なお、必要に応じて企画提案書提出事業者には、企画提案に係る説明を求める場合がある。その場合には、企画提案書提出事業者に別途通知するので、説明ができるものを選定委員会に出席させること。

(2) 審査基準

ア 企画力、実施体制について

- ①本業務を遂行するうえでの体制が十分であるか。
- ②市内各種トイレの設置状況の把握方法に関する企画提案は優れているか。
- ③トイレの利用状況の把握方法に関する企画提案は優れているか。
- ④地域特性に応じたトイレ環境整備方針の提案方法に関する企画提案は優れているか。
- ⑤市役所との連絡調整を迅速に行える事務局機能を有しているか。

イ 類似業務の実績について

- ①類似業務の実績は十分か。

ウ 見積金額について

- ①見積金額は妥当か。

(3) 決定

選定委員会の審査結果を踏まえて、本市が採択提案を決定する。

(4) 通知

選定結果については、郵送で通知する。

(5) 契約

選定委員会において受託候補者に選定された者と、委託見積限度額の範囲内で交渉の上、契約する。

なお、契約が不調に終わった場合は、次点の者と交渉するものとする。

契約内容は、別紙仕様書及び受託者の提案書の内容を踏襲するものとする。

7 スケジュール

平成26年 9月26日 公募開始

平成26年10月10日 各種必要書類の提出期限

選定委員会による審査、委託先の決定、仕様書決定

平成26年10月中・下旬 契約締結

8 その他

(1) 委託事業の開始から終了までの間、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に本市と連絡調整を行うこと。

(2) 本事業に係る会計実地検査が行われる場合は、協力すること。

(3) 本事業を通じて、著作権や特許権等の知的財産権が発生した場合、その権利は全て本市に帰属するものとする。

企業の過去の同種又は類似業務実績

業務分類	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇業務
同種又は類似の別	同種 ・ 類似
業務名	
発注機関名	
住所	
契約金額（最終）	
実施時期	
業務の概要	
技術的特徴	